

放課後児童クラブ利用料助成申請 Q&A

作成 令和 7 年 4 月 1 日

Q1. 放課後児童クラブ利用料助成事業とは？

A1. 本市が委託する民設民営の放課後児童クラブにおいては、各々の運営規定に基づき利用料金が定められていますが、この利用者の負担を軽減するため、世帯構成や住民税の課税状況等に応じて、利用料金が軽減される制度となります。

ただし、利用料金の助成は世帯構成や住民税の課税状況等に応じて自動的に適用されるものではありませんので、助成基準に該当する方々も、申請を行わなければ助成を受けることは出来ません。

Q2. どのような人が該当になるのですか？

A2. 下記世帯を対象に、記載された金額が助成されることとなります。

なお、第 1 子に対する助成については、複数要件に該当する場合でも、2,000 円が助成の上限となります。

- ・児童扶養手当受給世帯(※1) 第 1 子：月額 2,000 円
- ・生活保護受給世帯 第 1 子：月額 2,000 円
- ・住民税非課税世帯(※2) 第 1 子：月額 2,000 円
- ・多子世帯(※3) 第 2 子：月額 2,000 円・第 3 子以降：月額 4,000 円

※1 主にひとり親家庭に支給される手当です。全部支給停止世帯は対象となりません。

※2 世帯の中に未申告者がいる世帯、または、世帯全員が住民税課税者に扶養（税法上）されている世帯は対象となりません。

※3 同一世帯外の児童についても、クラブ利用者と同一世帯内の保護者が扶養（税法上）している場合は含めることができます。

Q3. 住民税の課税状況はどうしたら確認できますか？

A3. 住民税の課税状況の確認については、給与所得者等の特別徴収の方は「給与所得者等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」が勤務先（会社）から手渡され、自営業者などの普通徴収の方は「市民税・県民税・森林環境税 課税明細」が 6 月末ごろに市から郵送されます（ただし、未申告・非課税の場合には通知書等は届きません）ので、そちらの書面でご確認ください。

※詳細は 3 ページの「住民税（市民税）非課税の確認方法」をご覧ください。市外にお住まいだった方については、自治体によって名称や様式に相違がある場合もあります。

Q4. 助成申請に必要なものは何ですか？

A4. 「福島市補助金 放課後児童クラブ利用料助成申込書」です。

※申込内容確認のため、本市から電話連絡による確認や追加資料の提出を依頼することがあります。

※申込書は各放課後児童クラブに備えてあります。

Q5. どこで申請すればいいですか？

A5. お子さんが入会している放課後児童クラブへ申込書を提出してください。

Q6. 一時利用でも助成申請できますか？

A6. 対象児童がクラブを定期的（週3日以上）に利用することを前提として登録し、クラブの運営規程において定められている月の定額利用料の負担が発生している世帯が助成対象となります。（なお、夏季休業中のみの利用等についても、週3日以上の利用登録と月額定額料金が発生する場合には、助成対象となります。）

Q7. 助成額等はどのように決定しますか？

A7. 助成基準に適合しているかを確認し、問題がなければ、市より放課後児童クラブを通じて決定通知書をお送りします。（基準に該当しない場合は、対象外決定通知を送送します。）

なお、助成金の審査について、4月～7月分は4月1日を基準日、8月～11月分は8月1日を基準日、12月～3月分は12月1日を基準日として審査します。審査の結果、助成金について年度途中で非該当になる可能性があります。

Q8. 複数の放課後児童クラブに入会していますが、助成申込書の提出は一枚でよいですか？

A8. 入会している放課後児童クラブごとに申請をお願いします。

Q9. 一度、助成申請（決定）すれば、退所するまで助成になりますか？

A9. 助成申請は、放課後児童クラブを当該年度内に退会し再入会した場合や、当該年度内の審査の各基準日において非該当とならない限り、年度内に複数回の申請をしていただく必要はありません（年度間有効）。

ただし、毎年度分の申請をしていただく必要はあります。

Q10. 「給与所得者等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」等を失くしてしまった。または、内容がよくわからない

A10. 各種税額決定通知書を失くしてしまった方や内容が不明な場合は、市役所市民税課（本庁）でご確認をお願いします。

ただし、電話やメール等で課税状況の確認はできませんので、保護者様ご本人に来庁していただく必要があります。必要書類等は事前に市民税課にお問い合わせください。

○住民税（市民税）非課税の確認方法

※①②の通知書等を紛失されたかた、または不明な方は市役所市民税課で、該当年度の市民税の均等割額をご確認願います。

①特別徴収の方（給与所得者 等）は、以下によりご確認ください。

《給与所得者等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書》

以下の通知書が、勤務先（会社）から各年 6 月頃に交付されます。太枠で囲まれた箇所です市民税の課税状況をご確認ください。

※「均等割額⑦」が0円の（空欄）場合 → 住民税（市民税）が非課税 = 放課後児童クラブの第1子利用料が、月額2千円助成となります。

なお、令和7年4月～7月分の判定年度は、**令和6年度**（令和5年分）の課税状況となり、

令和7年8月～令和8年3月分の判定年度は、**令和7年度**（令和6年分）の課税状況となります。

判定対象の範囲は対象児童と同一世帯の方となります。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入			主たる給与以外 の所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得	譲渡所得
	給与所得 (所得金額調整控除あり)								
	その他の所得計								
				総所得金額①					

所得控除	雑損			雑・減・ひ・勤		
	医療費			配偶者		
	社会保険料			配偶者特別		
	小規模企業共済			扶養		
	生命保険料			基礎		
	地震保険料			所得控除合計②		

（摘要）

[illegible]

稅 額	市 民 稅	稅額扣除所得稅額④					
		稅額扣除額⑤					
		所得稅額⑥					
		均等稅額⑦					
	縣 民 稅	稅額扣除所得稅額④				納 付 額	
		稅額扣除額⑤			6月分		
		所得稅額⑥			7月分		
		均等稅額⑦			8月分		
			森林環境稅額⑧			9月分	
			特別徵收稅額⑨			10月分	
			扣除不足額⑩			11月分	
			既充當・既委託納付額⑪			12月分	
		既納付額⑫			1月分		
		差引納付額⑬(⑧-⑩-⑫)			2月分		
		變更前稅額⑭			3月分		
		增減額(⑭-⑬)			4月分		
		變 更 月		月	5月分		

◎給与所得・公的年金等に係る所得以外の税額について普通徴収を選択した場合は、その税額（市⑥+市⑦+県⑧+県⑨+森林環境税額⑩-特例徴収税額⑪）について別に通知します。

《市民税・県民税・森林環境税 課税明細》

※「均等割額」が0円（空欄）の場合 → 住民税（市民税）が非課税 = 放課後児童クラブの第1子利用料が、月額2千円助成となります。

なお、令和7年4月～7月分の判定年度は、令和6年度（令和5年分）の課税状況となり、令和7年8月～令和8年3月分の判定年度は、令和7年度（令和6年分）の課税状況となります。判定対象の範囲は対象児童と同一世帯の方となります。

通知書番号		氏 名				課税標準額	単位 (円)
所得金額等		所得控除等					
	控除内訳	基礎控除住					
		住控除計					
		配当割額					
		譲渡所得割					
		均等割額					
		控配等	特定扶養				
		普通扶養	老人扶養				
	同居老人	特別障害					
	同居特障	本人障害					
合計所得金額		普通障害					
繰越損失額		本人該当					
					年 税 額		
					給与からの特別徴収税額		
					公的年金からの特別徴収税額		
					普通徴収により徴収する税額		
控除不足額		(うち還付額)					